

嘉手納基地へのF - 22A戦闘機及びF - 16戦闘機の一時 配備に対する意見書

嘉手納基地報道部は1月7日、米本国アラスカ州エレメンドルフ・リチャードソン統合基地第3航空団第525戦闘中隊所属のF - 22A戦闘機15機を、約4か月にわたり嘉手納基地に一時配備すると発表した。

本町議会は、外来機の配備は基地機能強化につながることから、配備に対し中止の要請、抗議決議を行ってきたが、度重なる配備計画は常駐化であるといっても過言ではない。

F - 22A戦闘機は、平成21年3月25日に米本国で訓練飛行中に墜落事故を起こしており、墜落の不安も懸念される。

また、F - 22A戦闘機のほか、米アラスカ州アイルソン空軍基地所属F - 16戦闘機6機が、2月中旬まで一時配備される予定。

F - 16戦闘機は、昨年2月に嘉手納基地に飛来し、最高で108デシベルの騒音が嘉手納町屋良で計測されていることから、痛烈な騒音被害は避けられず、基地周辺住民は強い憤りを覚えている。

近年の嘉手納基地の状況は、外来機の飛来による騒音被害が増加し、米軍再編協議における負担軽減とは程遠い状況にある。基地周辺住民は、日常的に航空機騒音被害に悩まされ、町民生活に甚大な悪影響を及ぼしており、いかなる理由があるにせよ到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 F - 22A戦闘機及びF - 16戦闘機の一時配備を中止すること。
- 2 外来機の飛来状況及び配備計画を速やかに公表すること。
- 3 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、これ以上の機能強化をしないこと。
- 4 騒音防止協定を遵守すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年1月20日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）
沖縄防衛局長